

答申第 205 号
令和 7 年 11 月 7 日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中川丈久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 7 年 7 月 8 日付け諮問第 2 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

高等学校長の本州淡路間通勤届部分公開の件

別 紙

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が部分公開とした決定は妥当である。

第2 諒問経緯及び公開請求文書の特定

1 公文書の公開請求

令和7年3月12日付で審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、「本州側から淡路島の小・中・高等学校に通勤する校長の令和6年度通勤届」等の公開を請求した。

当該請求のうち、本州側から淡路島の高等学校に通勤する校長の通勤届に係るもの（以下「本件公開請求」という。）に対し、実施機関は、当該通勤届を特定した（以下「本件対象公文書」という。）。

2 実施機関の決定

- (1) 令和7年3月31日付で実施機関は、本件対象公文書について、条例第6条第1号に規定する非公開情報が記録されているため、当該部分を非公開することとして公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 本件処分について、実施機関は、令和7年7月8日付で再決定を行う旨等を記載した通知書により審査請求人に通知している。

3 審査請求

令和7年5月19日付で審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諒問

令和7年7月8日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した（以下「本件諮問」という。）。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公開するよう求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(一部原文のまま) 兵庫県教育委員会は、通勤届届出番号●の公開で、「公文書部分公開決定通知書」に記載の「公開しない部分及び公開しないこととする理由」の「公開しない部分」に違反して、通知書に記載がなく全く関係のない「新幹線鉄道等利用者」の「交通機関等の名称」及び「区間」を非公開（黒塗り）にした。本件は、情報公開条例の解釈適用を誤ったもので公開するよう求める。

第4 實施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分の理由について

通勤届中の、職員の所属所名、所在地、職員番号、氏名、住居、有料道路名称・利用区間等の各情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの（条例第6条第1号）に該当するため非公開として本件決定を行った。

実際に公開した通勤届においては、審査請求において掲示されている「新幹線鉄道等利用者」の「交通機関等の名称」及び「区間」の各欄について、非公開（黒塗り）として審査請求人へ送付していたが、本件決定における「公開しない部分」には含まれていなかった。本件審査請求を受けて、当該項目の公開の可否について実施機関において再検討を行った。

通勤届中「新幹線鉄道等利用者」の「交通機関等の名称」及び「区間」の欄には通勤に自動車を利用することを認定された者に係る通勤経路のうち明石海峡大橋（神戸淡路鳴門自動車道垂水インターチェンジ・淡路インターチェンジ間）以外の高速道路を使用している場合に認定区間が表示されるが、所属所の最寄りのインターチェンジを公開することで対象となる県立学校が限られること、自宅から最寄りのインターチェンジを公開することで個人の特定につながるおそれがあることに加え、この公開により、職員の通勤に利用する経路や生活区域を知られることとなることから、通常他人に知られたくない情報であるとともに、公務員の職務の遂行に係る情報とはいえない。

以上のことから、本件審査請求において審査請求人が公開を求める箇所につい

ては特定の個人を識別できる情報であって、通常他人に知られたくないと認められるものであることから、条例第6条第1号に該当する。

なお、当初決定の通知書において、本件審査請求において審査請求人が公開を求める箇所を「公開しない部分」として明記できていなかったことから、令和7年7月8日付け公文書部分公開決定で再決定を行い、「公開しない部分」として明記し、審査請求人に対して決定書を通知した。

2 結論

以上のとおり、本件請求に対する実施機関の本件処分（再決定を含む。）は妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

(1) 本件における争点

審査請求人は、本件対象公文書の「新幹線鉄道等利用者」の「交通機関等の名称」及び「区間」の各欄の記載内容（以下「本件記載内容」という。）につき、本件処分の通知書に非公開部分と記載していなかったことをもって、本件記載内容を公開すべきと主張する。

実施機関は、本件記載内容につき、通勤届を行った者の個人情報（条例第6条第1号）に当たるため非公開としている。

また、本件処分について、実施機関は、令和7年7月8日付け再決定を行う旨等を記載した通知書により審査請求人に通知している。

(2) 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」を非公開とすることを定めている。

通勤は、勤務のための住居と勤務場所との間の往復等であり、通勤自体は公務でなく職員の私事に属する事柄である。

本件記載内容は、通勤届を行った職員の通勤経路中の所属校又は自宅の最寄りのインターチェンジであり、当該職員の特定につながるおそれのある情報又は当該職員の通勤経路若しくは生活区域を示す情報であることから、条例第6条第1号所定の非公開情報に該当する。

(3) 本件処分に係る通知の記載について

本件処分に係る当初通知（令和7年3月31日付けのものをいう。以下同じ。）に本件記載内容に係る各欄に付された名称（「交通機関等の名称」「区間」）が記載されなかったことをもって、審査請求人は本件記載内容を公開すべきと主張しているものと見られる。

一方、本件処分に係る当初通知には、本件記載内容に係る各欄に付された名称は記載されていないものの、なお「公開しない部分」として、「有料道路名称・利用区間」との非公開情報の内容に着目したとも読み取れる非公開情報に関する記載がある。

加えて、実施機関は、本件処分について、令和7年7月8日付けで再決定として、本件記載内容に係る各欄に付された名称（「交通機関等の名称」「区間」）を付加して再度の通知を行っている。

以上からすると、本件処分に係る当初通知に本件記載内容に係る各欄に付された名称が記載されていないことをもって、本件記載内容を非公開とした本件処分が妥当性を欠くとはいえない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審議会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審議の経過

年月日	経過
令和7年7月8日	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問書の受領・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和7年10月8日 第2部会（第132回）	<ul style="list-style-type: none">・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取・ 審議
令和7年11月6日 第2部会（第133回）	<ul style="list-style-type: none">・ 審査請求人から意見聴取・ 審議
令和7年11月7日	<ul style="list-style-type: none">・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中川 丈久
委員 木村 優太郎
委員 手塚 昌美
委員 前田 雅子
委員 三上 喜美男